

学部・大学院 5 年一貫プログラム（企業・知財法務）
2027 年度 一橋大学大学院法学研究科修士課程入学試験に向けた
学部特別選考 募集要項

「学部・大学院 5 年一貫プログラム（企業・知財法務）」参加者を以下のとおり募集する。

本特別選考において選抜された者（以下「選拔者」という。）には、2026 年 7 月に実施予定の 2027 年度一橋大学大学院法学研究科修士課程入学試験において、法学部長より法学研究科長に対しての「推薦」が与えられる。選拔者が法学研究科修士課程に入学するためには、法学研究科修士課程入学試験を必ず受験し、合格しなければならない。2027 年度法学研究科修士課程入学試験は、2026 年 4 月に募集要項配布を開始し、6 月に出願を受け付ける予定である。

1. 選抜人員

5 名程度

2. 出願資格

- （1） 2025 年 10 月 1 日現在で一橋大学法学部 3 年次に在籍する者で、2027 年 3 月に卒業見込みの者（ただし、長期海外留学や兵役による休学等、特別な事情により卒業時期を延期する予定の者については、2027 年 9 月以降に卒業見込みでも出願を認める場合がある）。
- （2） 下記のいずれかを修士課程での専攻科目とする者（現時点での所属コースは問わない）。

修士課程で専攻予定の科目	指導教員
企業法務	小林一郎 教授
知的財産法	長塚真琴 教授

- （3） 法学部科目の単位を 3 年次の夏学期までに、50 単位以上修得している者。
注：文部科学省奨学金留学生や民間財団等の奨学金受給者は、5 年一貫プログラム修了要件を満たすことが可能か、各自で奨学財団等に確認すること。

3. 出願書類

- （1） 出願書（法学部ウェブサイトから所定書式をダウンロードの上、PC 入力で作成のこと。）
- （2） 3 年次夏学期までの成績証明書（写し）1 通
- （3） 研究計画書（2,000 字程度）1 部
A4 判 Word ファイルに横書き入力すること。また、冒頭部分に「研究テーマ」と「学籍番号」「氏名」を記入すること。
- （4） ゼミ指導教員（またはそれに準ずる教員）の推薦状（A4 判 Word、様式自由）1 通
- （5） 下記のいずれかの外国語検定試験結果（スコアレポート等）。CEFR B2 相当以上の結果の提出が望まれるが、最終的な合否は他の出願書類や口述試験の結果から総合的に判断される。

- ・英語：TOEFL、IELTS 又は TOEIC
- ・独語：TestDaF 又はゲーテ・ドイツ語検定試験
- ・仏語：DELFI（フランス語学力資格試験）、TCF（フランス語学力テスト）

又は DALF（フランス語上級学力資格試験）

・中国語：HSK（中国漢語水平考試）又は中国語検定試験（中検）

注)CEFR…外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ言語共通参照枠(Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment)

注) 出願者の母語以外のスコアレポート等を提出すること。

注) 過去2年以内の試験結果を提出すること。(写し可)

4. 留学制度との関係

- (1) 本特別選考出願時又は修士課程入試出願時に留学身分で海外に在住している学生も、以下の「5. 出願方法」に記載されている出願期間内に、本特別選考に出願すること。
- (2) 長期海外派遣留学に参加する(予定含む)学生も、5年間での学士・修士課程修了が制度上可能となっている。ただし、派遣留学中はゼミナール(演習・研究指導)を除く講義科目の履修ができないため、卒業・修了に必要な単位数の修得を計画的に行うこと。

5. 出願方法【日程調整中】

- (1) 出願者は、大学 Gmail に出願書類一式を添付し法学研究科事務室(E-mail: law-km.g@ad.hit-u.ac.jp)あてにメール提出すること。送付の際、件名を「【学籍番号_氏名】法学部5年一貫プログラム応募」とすること。
- (2) 出願期間：2025年12月22日(月)より2026年1月4日(日)まで
- (3) 2026年1月6日(火)までに法学研究科事務室からの返信(出願受理の連絡)が無い場合はメールで問合せること。

6. 選考方法

成績証明書、研究計画書、推薦状、TOEFL(iBT含む)・IELTSスコアおよび口述試験の結果を総合して選拔者を決定する。

7. 選考日程

- (1) 第1次選考(書類選考)合格者発表：2026年1月15日(木)
- (2) 第2次選考(口述試験)：2026年1月19日(月)
※第2次選考(口述試験)はオンラインビデオ会議ツール「Zoom」を用いてオンラインで実施する。詳細については、第1次選考合格者の大学 Gmail アドレスへ通知する。
- (3) 最終選考結果発表：2026年1月21日(水)
※選考結果の連絡は、CELS 掲示板の「個人向けのお知らせ」により行う。電話による問い合わせは受け付けない。

8. その他注意事項

- (1) 本特別選考に合格することにより、学部4年次に企業・知財法務分野を含む大学院法学研究科科目(一部例外あり)の先行履修が可能となる。先行履修で修得した単位は4年次に実施予定の法学研究科修士課程入学試験に合格した上で、修士進学後に所定の手続きにより単位認定を申請することで修士課程の修了要件として考慮される。なお修士学位の取得(修士修了)には、法学研究科規則に定める所定の要件を満たさなければならない。
- (2) 提出された外国語試験スコアレポート等が大学院法学研究科修士課程入学試験募集要項に記載の出願基準を満たさない場合、基準を満たしたスコアを修士出願時に改めて提出することを求める場合がある。

- (3) 出願書類は、パソコン等でタイプすること。
- (4) 出願書類に不備がある場合は、出願を受理しない。
- (5) 英語スコアについて補足：

TOEFL は、ETS から志願者本人に送付された TOEFL iBT®のスコアレポートの写し、又は ETS の Web サイトから印刷した TOEFL iBT®のスコアレポートを提出してください。

＊Test Date スコアを有効スコアとし、My Best スコアは使用しません。

＊TOEFL ITP®のスコアは出願書類として認められません。

＊TOEFL iBT®Home Edition の利用は認めます。

IELTS は、運営団体から志願者本人に送付された IELTS Academic の成績証明書 (Test Report Form) を提出してください (原本を複写したものも可)。

＊IELTS アカデミックモジュールに限り出願書類として認めます。

TOEIC は、ETS から志願者本人に送付された TOEIC®テスト (国際コミュニケーション 英語能力テスト) の公式認定証 (TOEIC Listening & Reading OFFICIAL SCORE CERTIFICATE) 又はデジタル公式認定証 (Digital Official Score Certificate) を提出してください (原本を複写したものも可)。

＊IP テストのスコアレポートや他の TOEIC®テスト (例えば TOEIC Bridge、Speaking & Writing Tests 等) 公式認定証は出願書類として認められません。

注) 他の外国語検定外部語学試験結果でも提出を受け付ける場合がありますので事前に問合せること。ただし、次の語学検定試験は受付対象外です：実用英語技能検定 (英検)、実用フランス語技能検定試験 (仏検)、ドイツ語技能検定試験 (独検)

9. 問合せ先・提出先

法学部・法学研究科事務室

E-mail : law-km.g@ad.hit-u.ac.jp

電話 : 042-580-8204 (平日 9~17 時まで)

住所 : 〒190-0022 東京都国立市中 2-1

(国立西キャンパス 法人本部棟 4 階)